

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）5 条 1 項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 2 4 条 1 項の規定に基づき、特別児童扶養手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

知的障害についての判定及びその他の障害についての判定に不服があるため、本件処分の取消しを求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 6 月 3 日	諮問
令和 6 年 7 月 2 5 日	審議（第 9 0 回第 1 部会）
令和 6 年 8 月 2 9 日	審議（第 9 1 回第 1 部会）

令和6年 9月 6日	処分庁へ調査照会
令和6年 9月 12日	請求人から主張書面を収受
令和6年 9月 13日	審議（第92回第1部会）
令和6年 10月 9日	処分庁から回答を収受
令和6年 10月 28日	審議（第93回第1部会）
令和6年 11月 27日	審議（第94回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法3条1項は、障害児の父又は母がその障害児を監護するときは、その父又は母に対し、手当を支給すると規定する。

法2条1項は、「障害児」とは、「20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者」をいうとし、同条5項は「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」とする。

法5条1項は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定する。

- (2) 法2条5項の各級の障害の状態は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）1条3項により「別表第3に定めるとおりとする」と規定されているところ、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、「認定要領」が定められている。

なお、認定要領は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

- (3) 認定要領2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うとしている。
- (4) 認定要領2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うとしており、同ア

は、障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うこととし、同イは、精神疾患（知的障害を含む）、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね２年後に再認定を行うこととしている。

また、同エは、再認定を行う場合は、「特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」（令和元年５月３１日付障発０５３１第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「取扱通知」という。）により行うとしている。そして、取扱通知２は、有期認定をするときは、受給資格の認定期間、認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続（診断書の提出期限を記載し、その提出を求めること等）を記載した通知書を当該受給者に交付することとしている。

なお、取扱通知は、地方自治法第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）であり、その内容は合理的なものと認められる。

- (5) 認定要領２・(6)は、各傷病についての障害の認定は、別添１「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）により行うとしている。

なお、本件児童の障害の認定については、提出された診断書が様式第４号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第７節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

- (6) 認定基準第７節・１によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を１級に、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を２級に該当するものと認定するとしている。

また、認定基準第７節・２によれば、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するとし、区分ごとに認定の基準が定められている。

- (7) ところで、本件のように、受給資格者に対し、期間を定めて手当の受給資格を認定（有期認定）し、当該受給資格者が上記期間後も

引き続き手当を受給しようとする場合の手続は、法5条の規定による手当の受給資格及びその額についての認定の請求に基づくものではないが、認定要領2・(5)・エにより、処分庁が当該受給者に対して診断書を提出すべきことを求めていることからすれば、受給資格に係る障害の再認定の判断は、上記診断書の記載内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものと解される。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

本件診断書によれば、本件児童の障害の原因となった傷病名は「知的障害」とされ、合併症は「自閉症スペクトラム障害」とされている（別紙1・1及び3）ことから、本件児童の障害については、認定基準における精神の障害の各区分（上記1・(6)）のうち、「知的障害」（認定基準第7節・2・D）及び「発達障害」（同・E）の基準に基づいて判定することになる。

(1) 知的障害について

ア 認定基準第7節・2・D・(2)は、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級と例示した上で、精神発達遅滞の程度について、「標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」としている。

また、認定基準第7節・2・D・(3)は、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としている。

さらに、認定基準第7節・2・D・(4)は、「日常生活能力等の

判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

イ これを本件児童についてみると、本件診断書によれば、知的障害については、新版K式による発達指数は56で、軽度と判定（ただし、判定年月日は令和3年7月13日のものである。）され、その程度・症状等は「言語はパターンのだが頻出する要求は言語で表出が可能。オウム返しあり」と診断されている（別紙1・7・(1)・ア及び同・(2)）。

また、「日常生活能力の程度」のうち、危険物については「全くわからない」、「要注意度」は「常に嚴重な注意を必要とする」とされているものの、衣服及び睡眠については「自立」又は「問題なし」と、食事、洗面、排泄（おむつ必要）及び入浴についてはいずれも「半介助」とされ、「医学的総合判定」においては「知的障害を伴う自閉症であり、日常生活の多くの場面で見守りを要する」と診断されている（別紙1・13ないし15）。

ウ 当審査会は、上記の本件診断書の記載内容について、疑義が生じたため、処分庁に対し、行政不服審査法81条3項において準用する同法74条の規定に基づく調査を実施したところ、おおむね下記(ア)及び(イ)のとおり、処分庁から回答を得た。

(ア) 認定基準第7節・2・D・(4)において「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める」（上記ア）と規定されていることを踏まえると、障害等級の判定は、本件児童の実年齢を考慮し、同年齢の他児童と比較して本件児童が特に援助が必要な状態か否かを判断する必要があると解される。

本件診断書における本件児童の日常生活能力の程度は、介助が必要な場面が限定的であり、本件診断書の診断時における本件児童の年齢が5歳であったことを踏まえると、日常生活において一定の介助及び見守りは必要であると考えられるから、本件児童は同年齢の他児童と比較して著しく日常生活能力が低く、援助が必要な状態とは認められない。

(イ) 認定基準第7節・2・D・(2)において、標準化された知能検査による知能指数がおおむね50以下のものが2級に相当すると規定されているところ、本件児童の本件診断書の診断時の発達指

数は５６、軽度とされ、また「言語はパターンのだが頻出する要求は言語で表出が可能」と診断されていることから、本件児童の年齢が５歳であったことを踏まえると、本件児童は同年齢の他児童と比較して会話による意思の疎通が著しく簡単なものに限られるとは認められない。

エ 上記ウの回答内容は、医学上の専門的な知見に基づいたものと認められる。

そうすると、本件児童の知的障害の状態は、認定基準第７節・２・Ｄ・(２)が２級に相当するものとして例示する「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に至っているとまでは認められない。

(２) 発達障害について

認定基準第７節・２・Ｅ・(３)は、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を１級と、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を２級と例示する。

また、認定基準第７節・２・Ｅ・(２)は、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としている。

これを本件児童についてみると、本件診断書によれば、「発達障害関連症状」については「相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、限定した常同的で反復的な関心と行動」があり、その程度・症状等は「相互反応の障害有、ことばの遅れ有、聴覚過敏有」と診断されている（別紙１・８）。また、問題行動及び習癖については「興奮、多動、排泄の問題（尿失禁）」があり、その程度・症状等は「興味のあることでの興奮が強い」とされ（別紙１・１１）、

「医学的総合判定」においては「知的障害を伴う自閉症であり、日常生活の多くの場面で見守りを要する」と診断されている（別紙１・１５）。

そうすると、本件児童は、発達障害があり、相互反応の障害や言葉の遅れ等はあるものの、自閉症特有のパニックや著しい多動などの不適応な行動は認められず、日常生活への適応に当たっては見守りを要する状態であることが認められる。

よって、本件児童の発達障害の状態は、認定基準第７節・２・Ｅ・(3)が２級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に至っているとまでは認められない。

- (3) 上記(1)及び(2)で検討した内容を踏まえて総合的に判断すると、本件児童の障害の状態については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（２級）に至っているとまでは認められない。

したがって、審査医が本件診断書の記載内容から、本件児童について、「軽度知的発達遅滞である」及び「意識障害、精神症状、問題行動が少なく」と判断した上で、政令別表に定める程度の障害の状態には該当しないとした審査結果は不合理なものとは認められず、これに基づいて処分庁が、本件児童の障害の状態は、法２条１項に規定する程度の障害の状態に該当しなくなったとして行った本件処分について違法又は不当なものということとはできない。

- 3 請求人は、上記第３のとおり、知的障害及び発達障害の判定に不服がある旨主張する。

しかし、受給資格に係る障害の再認定の判断は、上記１・(7)のとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであるところ、本件診断書の記載内容を総合して判断すると、本件児童の障害の状態は、政令別表に定める程度の障害の状態に該当しないことが相当であることは上記２のとおりであり、本件処分における処分庁の判断に不合理な点は認められないことから、請求人の主張は理由がないというほかない。

- 4 付言

本件では、処分基準は必ずしも明確ではなく、医師の診断書を基礎

とする総合的な判断によるものとされている。

確かに本件診断書の「現症」欄によれば、本件児童について知的障害や発達障害関連症状等が認められており、日常生活能力の程度が「日常生活ではすべての場面で見守りや介助を要する」、要注意度が「常に嚴重な注意を必要とする」とされるとともに、医学的総合判定において「知的障害を伴う自閉症であり、日常生活の多くの場面で見守りを要する」等の記載があるものの、本件診断書を基礎として総合的な判断をしたところ、本件児童の障害の状態は法2条1項に規定する程度の障害の状態に該当しないと判断されたものと認められる。

このことについて、本件処分通知書に同封された「決定の理由」において処分理由として提示されている「総合的に審査した結果、対象児童の障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは認められず、2級に該当しないと判断しました。」との記載から、本件診断書に記載された事実と本件処分との関係を十全に理解することは困難なものと考えられる。

理由提示のあり方として、処分の根拠条文と事実関係が記載される必要があり、理由提示の記載自体から明らかにされる必要がある（最高裁判所昭和60年1月22日判決・最高裁判所民事判例集第39巻1号1頁参照）とされていることから、処分基準が明確である場合は別段、総合判断による処分については、いかなる事実が、処分基準との関係でどのように評価されるために総合的な判断に至るのかを被処分者が理解しやすいように、できるだけ具体的に記載をすることが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）